

神崎市「児童生徒の携帯電話やスマートフォン等の利用に関する指針」

神崎市PTA連絡協議会
神崎市小・中学校長会
神崎市教育委員会

近年、携帯電話やスマートフォン（スマホ）の急速な普及に伴い、子どもたちのインターネットの利用環境は大きく変化してきており、世界ではSNS利用の制限・禁止の流れも強まっているところです。

「令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査（令和8年2月 こども家庭庁）」では、携帯電話やスマホのインターネット利用率が、小学生（10歳以上）で48.3%、中学生が84.8%と急増しており、10歳未満の小学生でも利用率が高まってきている状況にあります。携帯電話やスマホの専用率は、小学生（10歳以上）で74.9%、中学生が95.4%となっております。携帯電話やスマホの利用にあたっては、無料通信アプリや交流サイトを巡って、国内では次のようなトラブルが急激に増加しており、大変憂慮すべき状態にあります。

■ 主なトラブル

- ・ スマホの無料通信アプリの書込みへの返信が遅れたことで、仲間はずれやいじめに遭った。
- ・ 特定の生徒を誹謗中傷するメッセージを、無料通信アプリを用いてネット上に掲載した。
- ・ 不確かな噂のメッセージを信じ、集団による暴力行為にまで発展した。
- ・ スマホで猥褻な画像を撮影したり、ネット上に掲載したりした。
- ・ 掲示板に安易に書き込んだことにより、見知らぬ成人から誘いや脅しを受けた。
- ・ 深夜までスマホを使用し、勉強意欲がなくなり、朝も起きづらくなった。

学校では、「携帯電話等のルールの共有」「情報モラル教育の推進」「情報モラル教職員全員研修」等を行っています。しかしながら、学校での取組や対応には限度があり、「携帯電話等の購入や所持、家庭での使用ルール」「ネット依存」「ネットを通じた個人情報の流布」等については、各家庭での対応が必要となります。

このような状況を踏まえ、神崎市PTA連絡協議会と小・中学校長会、神崎市教育委員会で協議を経て、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的とする神崎市「児童生徒のスマートフォン・携帯電話等の利用に関する指針」を定めております。

下記の指針をもとに、親子でよく話し合われて取り組まれますようお願いいたします。

神崎市「児童生徒のスマートフォン・携帯電話等の利用に関する指針」

《 保護者の方へ 》

1. 必要のない携帯電話やスマートフォンは持たせない。
2. 学校には持たせない。 ※ 特例を除く。
3. 購入契約時には、
 - ① 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
 - ② 親子で使用に関する約束を決める。
(食事中、人との会話中、勉強時間中は使用しない、など。)
4. 午後9時以降は保護者が預かる。

《 児童生徒の皆さんへ 》

1. 情報モラルを守る。
 - ・ ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報を流したりしない。
(ネット上には、自分や友達の名前、写真、学校名、部活動等を載せない。)
2. 歩行中や自転車運転中は使用しない。
3. 学校には持ち込まない。
4. 午後9時以降は使用しない。(保護者に預ける。)